離　婚　届　案　内　書

1. 届出の期限

フロリダ州では通常、裁判での離婚になります。日本人が原告（Petitioner）の場合は、離婚成立日より10日以内に離婚届を提出してください。例えば、1月23日に離婚が成立した場合の期限は2月1日になります。当館での届出日は、当館窓口で受付された日、または郵便が当館に到着した日となります。時間外や休館日は受付できませんので、予め業務時間と休館日をご確認ください。届出の期限が過ぎた場合は、遅延理由書を添付することにより提出することができます。

『離婚の際に称していた氏を称する届』『外国人との離婚による氏の変更届』を提出する場合は、離婚が成立してから3ヵ月以降の届出は当館では受理することはできませんので、ご注意ください。

2. 戸籍謄本または抄本について

令和6年4月1日から、原則として戸籍謄（抄）本の提出は不要となりましたが、原戸籍・除籍を含む戸籍情報の一部については、電子データ化されていないため、従前とおり戸籍謄（抄）本を提出していただく必要があります。

2. 離婚の方法と離婚日及び必要書類

①日本人同士が日本の方式により協議離婚する場合

日本国内で市区町村役所に届ける場合と同様、管轄の在外公館長に届出をすることによっても離婚が成立します。当館が届出を受理した日が離婚の日となります。

②日本人同士が外国の方式により離婚した場合

外国の方式で離婚した事実を管轄の在外公館長又は日本の本籍地役所に届出をする必要があります。外国の方式で離婚した日が離婚の日となります。

必要書類

（1）離婚届書　・　・　・　・　・　2通
（2）離婚判決謄本　・　・　2通　＊1通はコピー可
Certified Copy of FINAL JUDGMENT OF DISSOLUTION OF MARRIAGE
（3）離婚判決謄本（要訳文）　＊届出人作成可　・　・　2通
（4）申述書（Respondentが作成。3ページ目参照）　・　・　1通
（5）日本人の有効なグリーンカードまたは米国査証のコピー　・　各1通

※婚姻前の氏にもどる夫又は妻は、離婚の日（外国の方式によって離婚した場合は、離婚成立日）から3ヵ月以内に『離婚の際に称していた氏を称する届』を提出することにより、離婚の際に称していた氏を称することができる。

③日本人と外国人が外国の方式により離婚した場合

外国の方式で離婚した事実を管轄の在外公館長又は日本の本籍地役所に届出をする必要があります。外国の方式で離婚した日が婚姻の日となります。

必要書類：離婚しても復氏はない（⇒3. 外国人との離婚による氏の変更届について参照）

（1）離婚届書　・　・　・　・　・　2通
（2）離婚判決謄本　・　・　2通　＊1通はコピー可
Certified Copy of FINAL JUDGMENT OF DISSOLUTION OF MARRIAGE
（3）離婚判決謄本（要訳文）　＊届出人作成可　・　・　2通
（4）申述書（Respondentが作成。3ページ目参照）　・　・　1通
（5）日本人の有効なグリーンカードまたは米国査証のコピー　・　1通

④簡易離婚（Simplified Divorce)により離婚が成立した場合

離婚が簡易離婚により成立した場合、原告・被告はどちらでもない場合が多く、（5）の申述書の提出は必要ありません。その他欄に『離婚判決は共同請願に基づくもので、民事訴訟法第118条第2号の要件の充足は不要です。』と記入してください。

⑤日本人と外国人が日本の方式により協議離婚する場合

当館での届書の受理はできません。詳細は本籍地役所戸籍係までお問い合わせください。

3. 外国人との離婚による氏の変更について

外国人と婚姻した日本人配偶者で、『外国人との婚姻による氏の変更届』を提出し氏を変更した者は、離婚婚姻の取り消し又は外国人配偶者の死亡の日から3ヵ月以内に限り、『外国人との離婚による氏の変更届』を届出することにより、旧姓に変更できます。離婚届を提出するだけでは、日本の戸籍上の氏は変わりません。離婚成立後3ヵ月以降は、日本の家庭裁判所の許可を得る必要があります。

4. 届出先と方法

当館の管轄区域はフロリダ州です。管轄外の公館へ届け出ることは無効ではありませんが、国や州により法律や証明書の発行形態が異なることがありますので、原則管轄の公館へ届け出てください。

（1）当館窓口に提出する方法

必要書類、業務時間、休館日を事前にご確認の上、可能であれば予約を取ってください。
書類確認のために少々お時間をいただきますので、時間的に余裕を持って来館してください。

（2）郵送により当館に提出する方法

必要書類をご確認の上、当館住所をお間違えのないよう明確に記入し、期限に間に合うように発送してください。発送後、当館に届く頃にご連絡していただくことをお勧めします。
郵送中の損傷、紛失につきましては当館では責任を負いかねます。また、到着しない届についてはお手伝いできませんのでご了承ください。

（3）本籍地役場に直接提出する方法

当館で受け付けた離婚届が戸籍に記載されるまで、約1～2ヶ月を要します。お急ぎの方は、本籍地役場戸籍係に提出方法などの詳細をご相談の上、日本へ直接提出することをお勧めします。

5. 当館連絡先

Consulate-General of Japan / Koseki Section
80 S.W. 8th Street, Suite 3200
Miami, FL 33130
Tel: (305)-530-9090 Fax: (305) 530-0950 e-mail: ryoji2@mi.mofa.go.jp

記　入　上　の　注　意

※すべて日本語（漢字・ひらがな・カタカナ）で記入してください。（現住所の部屋番号を除く）。
※黒ボールペンはまた黒ペンでしっかりと記入してください（**青インク不可**）。
※訂正箇所は、二重線を引き、訂正し、捺印（拇印）が必要です（**修正液、修正テープ不可**）。
※印および訂正印は印鑑または拇印を押してください（赤インクまたは黒インク）。

左上の届出日欄

郵送の場合は、届書を実際に記入した日を記入してください。窓口へ持参の場合は、窓口へ提出した日が届出日となります。

（1）氏名・生年月日

日本人の場合は、戸籍に記載されているとおりに記入してください。生まれた年は、西暦ではなく昭和や平成などの元号で記入してください。外国人の場合も、戸籍に記載されてあるとおりに記入してください。
氏にはラストネーム、名にはファーストミドルジュニアの順に、コンマなどを記入せず、二段書きにするか少し間隔を空けるか、そのまま続けて枠からはみ出さないように記入してください。生まれた年は西暦で記入してください。

（注1）漢字で記入された氏名には、フリガナをカタカナで記入してください。

（1下）住所・世帯主

日本語で国名から番地までを正確に記入してください。**郡名、郵便番号は記載しない**でください。
アパートなどの部屋番号がある場合は、番地／番の後に記入してください（この場合はアルファベット使用可）。
世帯主は世帯（家族）の主宰者の氏名を姓、名の順に日本語で記入してください。外国人の場合は、『ラスト、ファースト ミドル ジュニア』の順にカタカナで記入してください。ファーストとミドル、ミドルとジュニアの間には、「・」や「、」は記入しないでください。

【例1】100 Tamiami Trail, Tampa, FL 33607
アメリカ合衆国フロリダ州タンパ市タミアミ通り100番地
【例2】1600 S.W. Archer Blvd., #A-904, Gainesville, FL 32610
アメリカ合衆国フロリダ州ゲインズビル市南西アーチャー大通り1600番A－904号

（2）本籍・筆頭者

本籍及び筆頭者を、戸籍に記載されている通りに記入し、番地か番のいずれかを〇で囲むか、不要な方を二重線で削除してください。配偶者（夫か妻に☑）の国籍を記入してください。本籍の記入は、戸籍に記載されてあるとおり正確に記入してください。例えば、『2丁目3番地1』を、「2－3－1」のように略さないようにしてください。

（2下）父母の氏名・父母との続き柄

父母が日本人の場合は、戸籍に記載されているとおりの氏名を記入してください。父母が婚姻中であれば、母の氏は記入せず、名のみ記入してください。父母が外国人の場合は、婚姻届を提出した際に記入した父母の氏名を、日本式に、ラスト、ファーストミドルの順にカタカナで記入してください。養父／養母がいる場合は、養父母の氏名をその他欄に記入するので、実父母の氏名を戸籍に記載されているとおりに記入してください。戸籍上空欄になっている場合は、該当欄も空欄にします。続き柄は、戸籍や出生証明書に記載されているとおりに記入してください。

（3、4）離婚の種別

該当欄に☑してください。フロリダ州の場合は通常、判決欄に☑します。確定日は平成や昭和などの元号で記入してください。

（3、4下）婚姻前の氏にもどる者の本籍

該当欄に☑して、本籍・筆頭者を記入してください。配偶者が外国人の場合は、復氏はありませんので、空欄になります。婚姻時に氏の変更をされた方は、離婚成立後3ヵ月以内に、『外国人との離婚による氏の変更届』を提出することにより、旧姓に戻ることが可能です。

（5）未成年の子の氏名

該当蘭に、未成年の子の日本の戸籍上の氏名を記入してください。フロリダ州は父母の共同親権となる場合が多いので注意してください。共同親権の場合は、夫妻双方が親権を行う子欄に記入してください。

（6、7）同居の期間

平成や昭和などの元号で、同居を始めたときから別居したときまでの期間を記入してください。

（8）別居する前の住所

（1下）と同様に記入してください。

（9）別居する前の世帯のおもな仕事

夫妻それぞれ該当する箇所に☑してください。

（10）夫妻の職業

国勢調査の年に届出をする場合のみ記入します。

その他欄

離婚成立日と場所を次のように記入してください。
例：平成24年11月1日、米国フロリダ州オレンジ郡第18巡回裁判所にて離婚判決確定。判事作成判決謄本添付。
養親がいる場合、妻の養父：外務太郎、夫の養母：外務花子、のように記入してください。
簡易離婚の場合は次のように記入してください。
『離婚判決は共同請願に基づくもので、民事訴訟法第118条第2号の要件の充足は不要です。』

届出人署名押印欄

日本人は戸籍の記載通りに署名をしてください。印鑑または拇印は任意です。外国人はカタカナで氏名（ラスト、ファーストミドル）を記入した上に署名してください。

届出人の連絡先及び電話番号欄

届書下の欄外には、届出人の連絡先及び電話番号を英語で記入してください。

証人欄

離婚届二枚折の右側にある証人の署名、生年月日、住所及び本籍は日本の方式で協議離婚する場合のみ必要です。

申　述　書　に　つ　い　て

外国の裁判所の離婚判決は、民事訴訟法第118条の要件を具備する限り、日本においてもその効力が認められます。特に第2号の要件である、被告（Respondent）が訴訟の開始に必要な呼び出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く）を受けたかどうか、これを受けなかったが応訴したかどうかが重要です。フロリダ州の離婚判決には、この旨の記載がない場合が殆どで、この要件を満たすために被告の申述書の提出が必要になります。

※申述書は、被告となった当事者が記入してください。
※英文で書かれた場合は、その和訳文が必要です。
※裁判所から被告との接触が禁じられている場合は、その命令書のコピーと要訳文を提出してください。

民事訴訟法第118条

外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限りその効力を有する。
（1）法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
（2）敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
（3）判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
（4）相互の保証があること。